

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年5月

インドにおける出願包袋の処分（続報）

先にインド特許意匠商標総局が出願人への法律に基づく通知をせずに約20万件の出願を破棄して大きな問題となった件のその後の経過をお知らせします。

タタ・スチール、知財関係団体（Intellectual Property Attorneys Association (IPAA)）の申立により①2016年3月20日以降に同局が行った放棄手続の執行停止、②商標出願について法律の定めた書面による通知を行わずに放棄をしてはならない旨のデリー高裁の命令が4月5日付で出されました。インド特許意匠商標総局はこれを受け、4月11日付で2016年3月20日以降に同局が行った放棄手続の執行停止を通知し、出願人に対しては問題ある場合には詳細を報告するように求めたというのが今まで報告させていただいた経緯です。上記の結果、誤って放棄された出願の大部分は復活したとのことです。

なお上記執行停止命令に関して5月12日にヒアリングが開催されましたが、裁判所は請求人タタ・スチールに対して宣誓書提出命令を出し、インド特許意匠商標総局に対しては先の放棄処分に関して影響を受けた案件リストを提出するよう要求したとのことです。次回ヒアリングは8月10日ですが、それまでの間執行停止命令は継続することになります。

なお弊所でお預かりしている案件についても確認作業を進めた結果、放棄された案件については復活の手続きを取らせていただいております。不明な点等ありましたらご連絡いただくと幸いです。

以上